

保険補償制度

万一の事故でも、下記の限度の範囲で保険金が給付されます。

対人：1名につき無制限

対物：1事故につき無制限（免責10万円）

車輛：1事故につき時価（免責10万円）

人身傷害：1名につき3,000万円まで ※1

※1 搭乗者の自動車事故によるケガ（死亡・後遺障害を含みます）につき
運転者の過失割合に関わらず、損害額を補償いたします。

（限度額3,000万円： 損害額認定は保険約款に基づき保険会社が実施）

※ 保険の免責金額及び給付される保険金を超える損害額はおお客様のご負担となります。

※ 保険契約の免責事項に該当する事故の場合、保険金は給付されません。

また、警察の事故証明のない場合は保険金が給付されません。

■NOC（ノンオペレーションチャージ）とは

事故により車輛の修理、清掃等が必要となった場合、

その期間の休業補償として利用者がレンタカー会社に支払う金額のことです。

自走して店舗まで返却できる場合：10万円（アルファードは15万円）

自走して店舗まで返却できない場合：20万円（アルファードは25万円）

■NOC 補償制度

事故により車輛の修理、清掃等が必要となった場合、その期間の休業補償として利用者がレンタカー会社に支払う金額のことです。

■安心補償制度（ご希望の方はオプションにて加入）

（¥2,200/日 ※アルファードのみ¥2,750/日）

事故時にかかる免責額を免除する制度です。

万が一の場合に備えて安心してご利用いただけます。

この制度に加入されますと、自己負担額（免責額）の免除に加え、ノンオペレーションチャージ（NOC）のお支払が免除されます。ただし、下記内容は免除外になります。

○事故現場より警察および弊社への連絡等所定の手続きが取られていない場合

損傷の大小、相手の有無、加害・被害にかかわらずその場から警察および弊社にご連絡ください。

○貸渡約款に違反している場合

道路交通法等の法令違反、飲酒、薬物使用、無断延長、借受人および貸渡し時にお申し出いただいた運転者以外の運転、又貸し、無免許運転、無謀運転、公序良俗に違反して

レンタカーを使用すること、弊社の承諾なく示談すること、等。

○保険約款または補償制度の免責事由に該当する場合、または支払いを除外されている場合等故意によって生じた損害、飲酒、薬物使用、パンクやタイヤの損傷、ホイールキャップの紛失等。また、お客さま（借受人または運転者）の所有、使用、管理する財物に与えた損害。

○使用・管理上の落ち度があった場合

キーをつけたまま駐車し盗難、キーの破損・紛失。迷惑駐車等での損害、室内装備の汚損・臭気（禁煙車両内における喫煙を含む）等、装備品の損失、チェーン・キャリアの取扱いおよび装着不備による損害、燃料誤給油、海岸や河川敷等の道路以外の走行による損害。